

大震災対応マニュアル

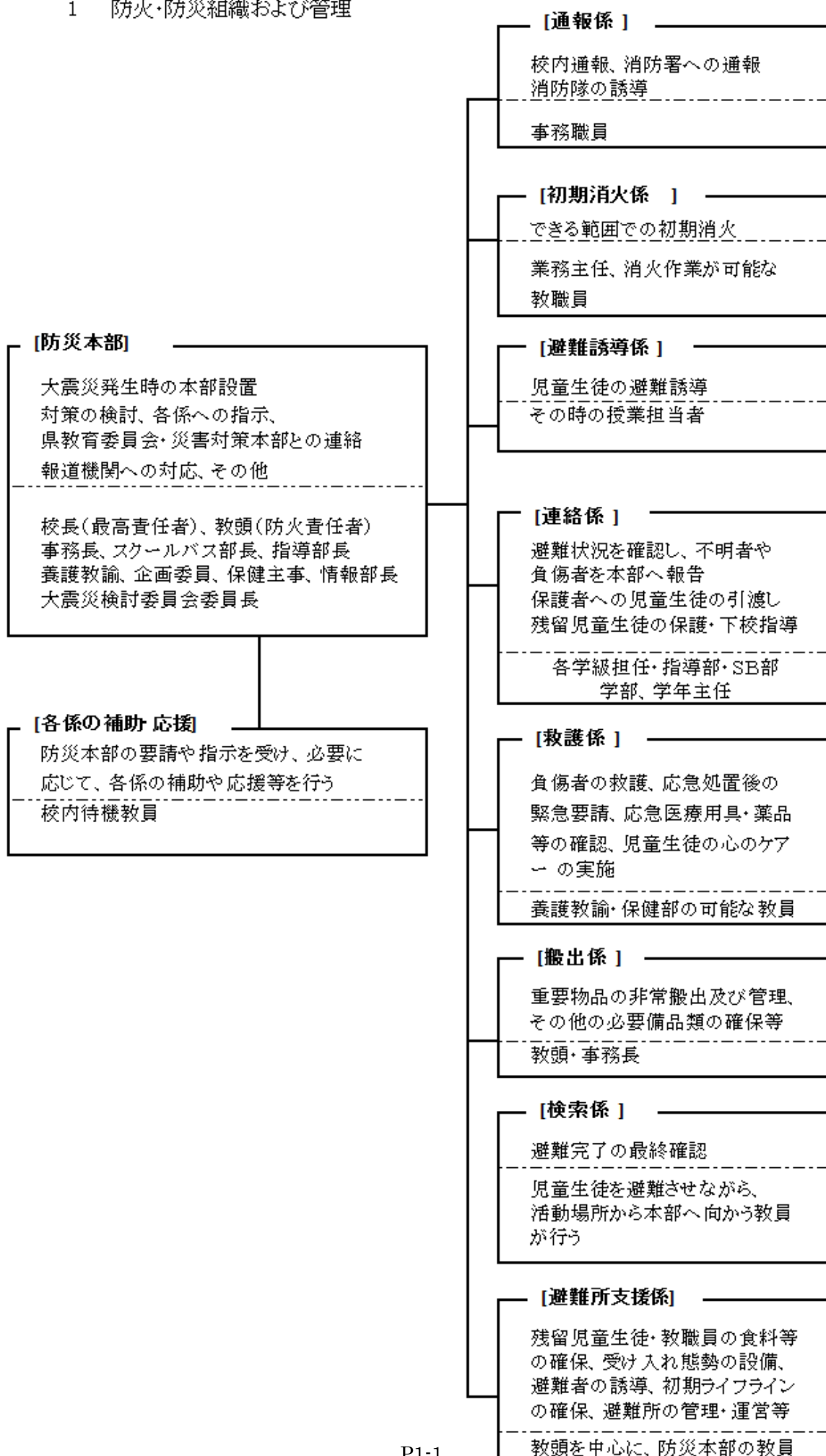
埼玉県立和光南特別支援学校

平成25年度改定

大震災対応マニュアル目次

1、防火・防災組織 および 管理（組織図）	P1-1
2、大震災発生時対応マニュアル（教職員用）ケースAからE---	P1-2-1-4
3、震災時マニュアルフローチャート（教職員用）	P1-5
4、震災時マニュアルチャート（保護者用）	P1-6-1-8
1）スクールバスの場合	
2）自主通学の場合	
3）校外学習中の場合	
5、震災時における学校の対応基準（参集基準を含む）	P1-9
6、大震災発生時対応マニュアル（保護者用）	P1-10-1-11
7、大震災発生時のおよび大震災の警戒宣言発生時の対応	P1-12-1-13

1 防火・防災組織および管理



大震災発生時対応マニュアル（教職員用）改定 H25.6

1 平常時からの対応

- ① 防災倉庫の整備
- ② 生徒への防災指導（大震災を想定した訓練の実施、防災指導）
- ③ 非常用食料及び常備薬の備蓄
- ④ 大震災を想定した教職員の訓練
- ⑤ 保護者に対する一斉メールへの登録依頼
- ⑥ 自主登下校（電車利用）の児童生徒への指導
- ⑦ 徒歩・自転車通学者への指導
- ⑧ バスルートの保護者への通知

2 大震災発生時の対応

各ケース共通

- ① 大震災とは（和光市で震度5弱以上を想定） 地震予知発令も同様とする。
大震災発生直後に保護者あてのメール（以下一斉メールとする）と電話で現在の状況
を知らせる。またNTT伝言防災伝言ダイヤルに和光南特別支援学校として録音する。
本部は様々なメディアによって、可能な限り震災に関する情報を収集する。（事務
室の災害時優先電話をバス会社との連絡等に活用する。）和光市で震度5弱以上と
判明した場合、本部はすみやかに以下の各ケースを発動する。
- ② 児童生徒の引き取りは緊急時個人カードによって行う。保護者以外への引き渡
しは、このカードに記載の電話番号等により確認した後行う。

ケースA（児童生徒登校時）

- ① 震災発生時には可能な限り、参集した職員で対応する。自主通学の生徒の状況に
ついては把握に努める。（自主通学で最も早く自宅を出る生徒の時刻6時半頃）バ
ス・バス会社とバスの位置についての確認をとる。
- ② バスは周囲の状況から運行可能な場合は、原則として次のバス停には止まらず児
童生徒を乗せたまま学校まで直行する。運行が不能な場合は停止する。このとき、
学校から係の教員が生徒の確保に向かう。

ケースB 大震災及び火災（生徒在校中）

- ① 教員は揺れが収まるまで児童生徒を机の下などに待避させる。避難路を確保する
ため、窓は開ける。揺れが収まったら、放送等がない場合でも周囲の状況を確認
し、児童生徒の安全を確認してグラウンドに避難させる。
- ② 本部はグラウンドのうんてい付近に設置する。教頭は緊急時個人カード（小低、
小高、中、高1、高2、高3の分冊及び児童生徒名簿・職員名簿）を持ち出す。
担任は児童生徒の人員を確認し、本部の指示に従う。
- ③ 行方不明の児童生徒がいた場合、検索係を指示された教員は安全に留意して、可
能な限り検索を行う。
- ④ 火災が発生した場合は安全に留意して、本部の指示に従って、可能な限り初期の

消火活動を行う。

- ⑤ 負傷した児童生徒、教員に対して養護教諭（保健部）を中心として応急手当を行う。
- ⑥ 児童生徒は安全な場所で、保護者が迎えに来るまで待機させる。
- ⑦ 本部はすみやかに防災倉庫を開け、中の物資を生徒の避難場所に搬出する。

ケース-C1 （生徒の下校中）

バスは道路状況等から判断して、運行不可能である。

- ① 教員は周囲の安全に注意して、グラウンドのうんてい付近に避難する。本部は避難場所に設置する。
- ② 部活動等で校内に残っている児童生徒がいた場合は、安全を確保して避難場所に誘導する。
- ③ 行方不明の児童生徒がいた場合、検索係を指示された教員は安全に留意して、可能な限り検索を行う。
- ④ 火災が発生した場合は安全に留意して、本部の指示に従って、可能な限り初期の消火活動を行う。
- ⑤ 負傷した児童生徒、教員に対して養護教諭（保健部）を中心として応急手当を行う。
- ⑥ バスは周囲の状況から運行が不可能と判断し、安全な場所に停止する。
- ⑦ 本部はバスの状況や位置及び道路状況等バスに関する情報をバス会社と連絡を取り可能な限り収集する。その後、状況を保護者に一斉メール・電話で連絡する。
- ⑧ 本部の指示に従って、バス係及び各バス便の担当者は路線図上を追走して停車しているバスを捜索する。バスに到着したら、児童生徒の状況を本部に報告する。
- ⑨ 本部はすみやかに防災倉庫を開け、中の物資を児童生徒の避難場所に搬出する。
- ⑩ 残っている生徒は安全な場所で保護者が迎えに来るまで待機させる。

ケース-C2 （児童生徒の下校中）

バスは道路状況等から運行可能である

- ① 教員は周囲の安全に注意して、グラウンドのうんてい付近に避難する。本部は避難場所に設置する。
- ② 部活動等で校内に残っている児童生徒がいた場合は、安全を確保して避難場所に誘導する。
- ③ 行方不明の児童生徒がいた場合、検索係の教員は安全に留意して、可能な限り検索を行う。
- ④ 火災が発生した場合は安全に留意して、本部の指示に従って、可能な限り初期の消火活動を行う。
- ④ 負傷した児童生徒、教員に対して養護教諭（保健部）を中心として応急手当を行う。
- ⑥ バスは周囲の状況から運行が可能と判断し、運行を続行する。
- ⑦ 本部はバスの状況や位置及び道路状況等バスに関する情報をバス会社と連絡を取る等の方法で可能な限り収集する。その後、教員は必要に応じてバスを追走する。。その後、状況を保護者に一斉メール・電話で連絡する。
- ⑧ 追走した場合、バス係及び各バス便の担当者は路線図上に停車しているバスを捜索

する。バスに到着したら、児童生徒の状況を本部に報告する。

- ⑨ 本部はすみやかに防災倉庫を開け、中の物資を生徒の避難場所に搬出する。
- ⑩ 残っている児童生徒は安全な場所で保護者が迎えに来るまで待機させる。

ケースD（自主下校生徒について 徒歩、自転車、路線バス、電車通学）

- ① 大震災発生時、児童生徒は和光市駅で駅員の指示に従い、安全に待機する。教員は児童生徒を駅で確保し、学校に連れて帰る。
- ② 自主通学係の教員は通学路に沿って、児童生徒の安全を確保する。負傷者がいれば応急の手当てを行う。駅到着後、児童生徒の安全に留意して学校に連れて帰る。
- ③ 生徒の状況について保護者と連絡を取り合う。
- ④ 生徒は保護者の迎えまで、安全な場所で待機させる。
- ⑤ 自転車、徒歩等の児童生徒に平素より大震災発生の場合は学校に戻り、避難するように指導する。ただし、この位置は1kmないしは5分以内とする。
- ⑥ 交通機関が回復後、保護者に引き渡す。
- ⑦ 上記で帰宅が困難な児童生徒は学校で保護者引取りまで待機させる。

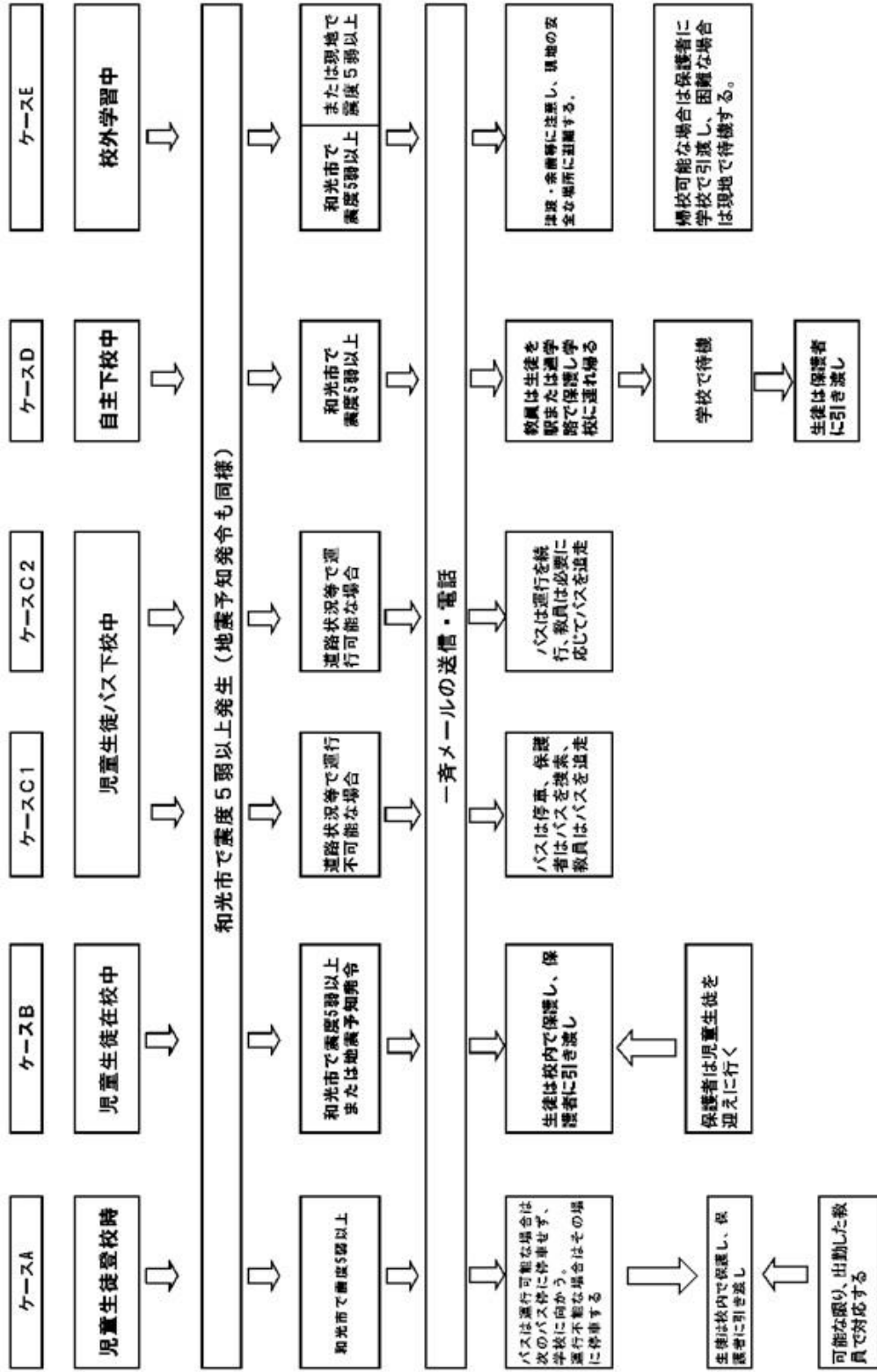
ケースE（すべての校外学習中）

和光市周辺または現地で震度5弱以上の場合

- ① 大震災発生時には直ちに現在の活動を中止し、生徒を安全な場所に避難させる。帰校可能な場合は、速やかに帰校する。なお、公共施設等にいる場合は係員の誘導に従う。
- ② 児童生徒の安全に留意し、保護者の迎えがあるまで待機させる。
- ③ 負傷者がいた場合は応急手当をし、公共の救援を待つ。
- ④ 海岸付近で津波が発生する危険性がある場合は児童生徒を高台に避難させる。
- ⑤ 和光市周辺及び首都圏への帰宅が困難な場合は現地に滞在する。
- ⑥ その後、状況を保護者に一斉メール・電話で連絡する。

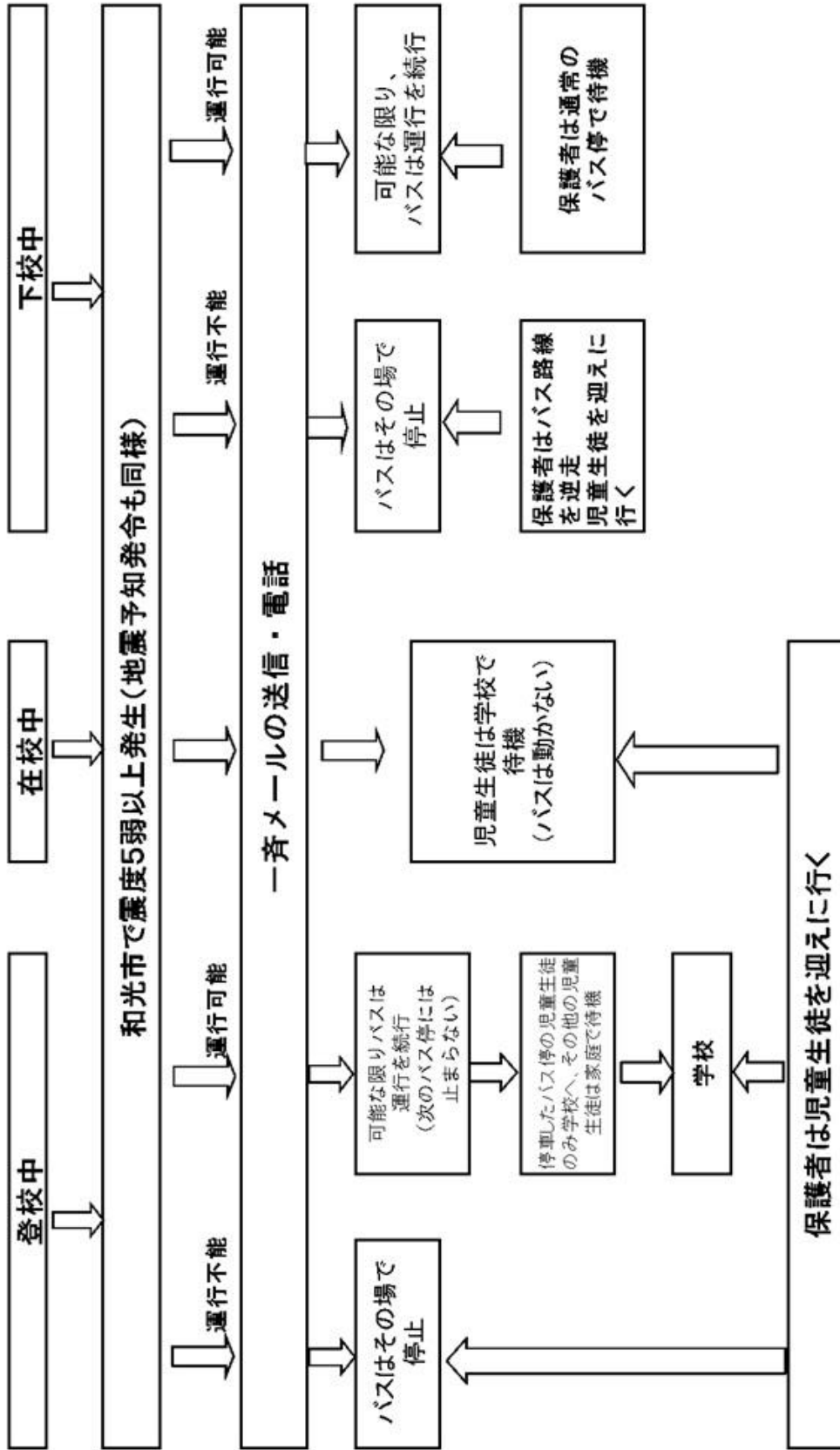
震災時マニュアルフローチャート 教職員員用

平成23年度改定



震災時対応マニュアルチャート（保護者用）
スクールバスの場合

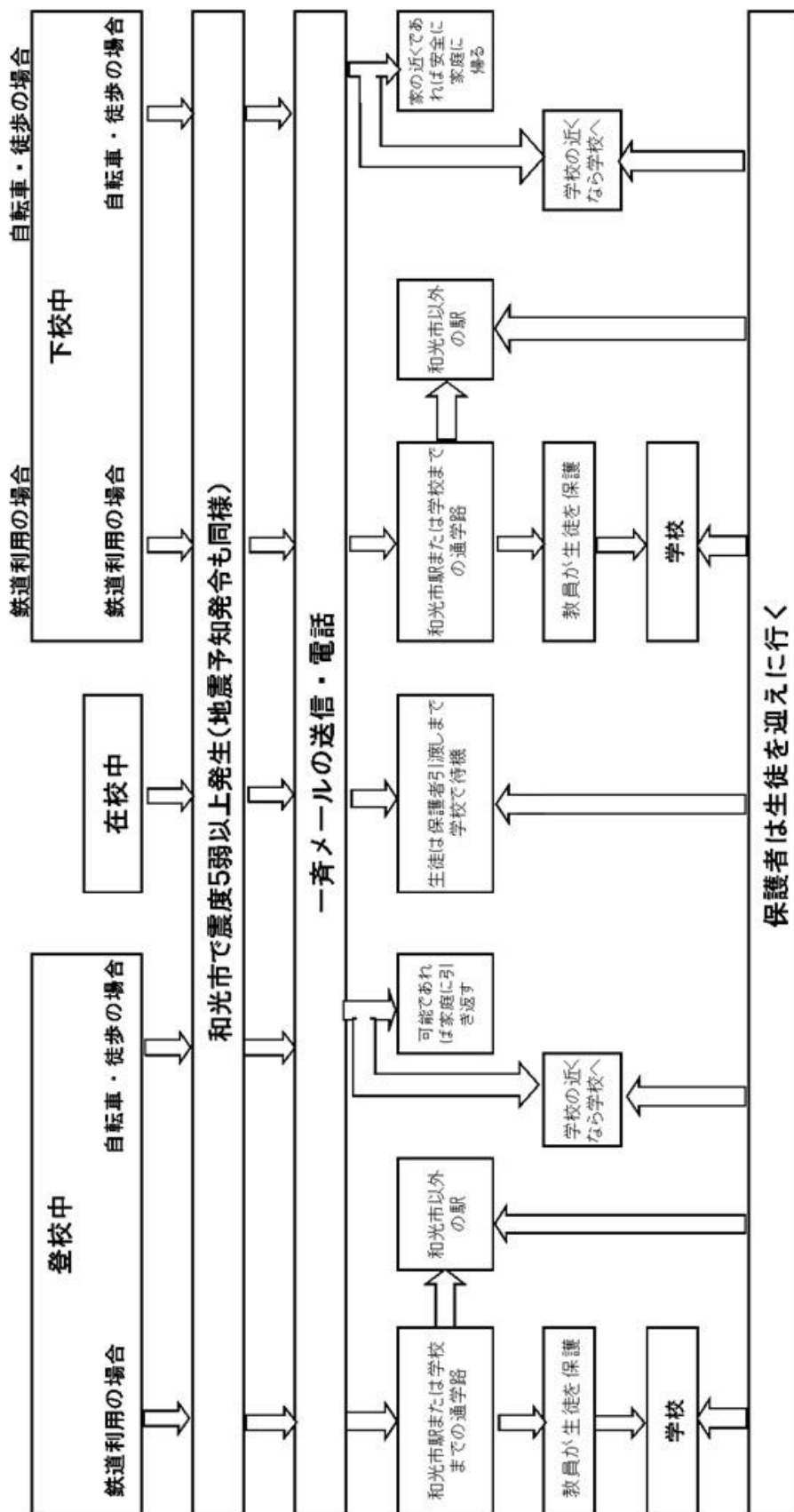
平成23年度改定



震災時対応マニュアルチャート（保護者用）

平成23年度改定

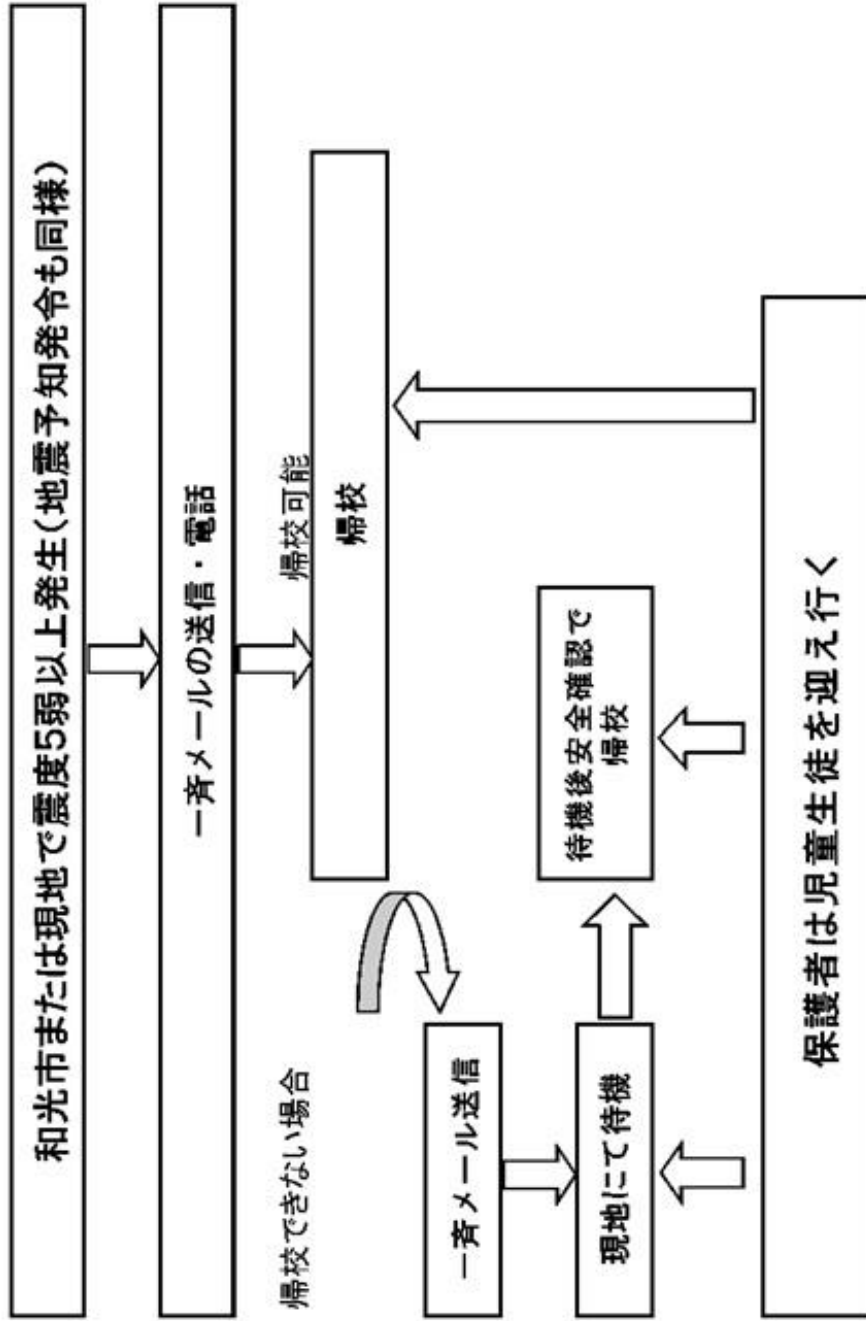
自主通学の場合



震災時対応マニュアルチャート（保護者用）

平成23年度改定

校外学習中の場合（遠足、修学旅行、校外合宿等）



5、震災時における学校の対応基準

(1) 児童生徒在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒の動き
原則として 震度5弱 以上の揺れが、学校 所在の市町村で観 測された場合	学校災害対策本部の設 置 ※本部長は校長、副本 部長は副校長、教頭、 事務長 ・授業継続又は打ち切 りの判断 ・関係機関へ状況報告	・児童生徒への避難指 示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の 確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な場 所へ避難 ・授業継続又は安全確認 後下校指示

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒の動き
東海地震警戒宣言 の発令	・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業と する。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて 対応する。		・指示を受け、直ちに帰 宅する。

(2) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外におい て 震度6弱 以上の揺れが、勤務 校所在の市町村で 観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集する。	教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外におい て 震度5弱 以上の揺れが、勤務 校所在の市町村で 観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置し、必要に応じ教職員に対し学校への参集を連絡する。	教職員は、自宅で待機し、学校災害対策本部からの参集連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

災害の程度	管理職	教職員	児童生徒の動き
東海地震警戒宣言 の発令	・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。

※病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

大震災等の緊急事態発生時の対応マニュアル

平成28年5月2日

埼玉県立和光南特別支援学校長 大政 正一

はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災により、多くの尊い命が奪われてしまいました。

埼玉県教育委員会は、その大震災の経験と教訓を受け、新しい「学校防災マニュアル」を発行しました。本校でも、県の指針をもとに、和光市で震度5弱以上の地震を大震災と判断する基準と定め、対応の検討を進めました。（「和光市震度5弱」は、3月11日の東日本大震災と同程度の揺れとお考えください。）

このマニュアル（手引書）は、大震災が発生したり、地震予知令（東海地震の警戒宣言）が発令されたりした時に、児童生徒を安全に家庭に保護していただくための方法を示したものです。

今後大きな余震や東海沖地震及び東京直下型地震などの発生も予想されます。熟読の上、災害への備えをお願いします。

1 保護者への連絡方法

和光市で震度5弱以上の地震が発生したり、地震予知（東海地震の警戒宣言）が発令された時には、一斉メールと電話の複数の通信手段を併用して情報提供を行います。メール登録へのご協力をお願いします。

回線が混雑し電話がつながりにくくなった時には、NTT「防災伝言ダイヤル」《171》を利用してください。和光南特別支援学校が登録（録音）した情報を聞くことができます。

朝、登校する前に大地震が発生したり、地震予知が発令された時には、学校は休業になります。自宅で待機してください。

2 児童生徒の学校での引き取りについて

大震災が発生するとほとんどの場合、電話や交通機関が使えなくなります。電気・ガス等もとまり、都市機能は一定期間全面的にマヒし、社会的な大混乱が生じます。発生から最低でも3日間くらは、行政機関からの援助も期待できないでしょう。

学校では、保護者が引き取りに来られるまで、児童生徒を保護することになりますが、食料・寝具等の備蓄やお預かりしている常用薬には限りがあります。少しでも早く迎えに来られるよう、日頃から家族で手立てを話し合ってくださいようお願いします。

尚、児童生徒の引き取りに際しては、あらかじめ提出していただいている緊急個人カードによって引き取り者の身元確認をさせていただくことになります。

3 スクールバス利用の保護者のみなさまへ

スクールバスで登下校中に大地震が発生し、道路状況（地割れ等）が悪化して運行不可能になった場合には、バスを捜し児童生徒を迎えに行っていただきます。バス便ごとの運行地図を見て、コースの確認をしておいてください。

ただし下校の場合、和光便、美女木便、戸田便に関しては学校発車後すぐにさきたま大橋や笹目橋を越えてしまいます。橋の通行止めに伴って教職員の追走ができませんのでご了承ください。対応として、非常食を他便より多く積む対応をとりました。

4 自主通学の保護者のみなさまへ

登下校中に、大地震が発生した場合、保護者は自主通学のルートをたどり、駅等へ生徒を迎えに行っていただきます。日頃から自主通学のルートの一つに決め、駅や学校への到着時間を把握しておいてください。

乗車中に電車やバスの運行が不可能になる場合もあります。あらかじめ生徒と大震災発生時の対応の仕方を良く話し合っておいてください。

和光市駅から学校間や自宅から学校までの通学路で保護した生徒は、学校で待機させます。

5 送迎通学の保護者のみなさまへ

送迎を保護者以外の方に頼まれている方は、大震災発生時の対応について、詳しく打ち合わせをしておいてください。

参照

大地震の警戒宣言の発令について

- ・警戒宣言とは、東海大地震が発生した場合、著しく被害を受けると予想される地域「2, 3日以内に地震発生のおそれがある」と、発令されるものです。
埼玉県は対象地域ではありませんが、対象地域に隣接しているために、対象措置がとられます。

大地震発生および大地震の警戒宣言発令時の対応

時 間	和光市震度5弱以上の大地震が発生したり、大地震の警戒宣言が発令されたとき ◎保護者には、一斉メールと電話でお知らせします。
在校中	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>スクールバスの運行も生徒の自主下校も中止になります。</u>直ぐに保護者の方が迎えに来て下さい。 ・緊急時個人カード等により引き取り者の確認の上、児童生徒を引き取っていただきます。 ・警戒宣言発令時点で授業は打ち切り、休校になります。
校外学習中 学校周辺 遠足 修学旅行 校外宿泊 等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全に留意し、帰校できれば帰校します。</u> ・児童生徒が帰校できた場合は、保護者の方に来校いただき、緊急時個人カード等による引き取り者の確認の上、児童生徒を引き取っていただきます。 ・帰校できない場合は、学校と連絡を取り、臨機応変に対応します。
登 校 中 (スクールバス)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路状況（地割れ等）で運行不可能な場合、</u>バスはその場に停車します。保護者は、バス路線を追走してバスを捜し、児童生徒を迎えに行ってください。 ・<u>道路状況等が運行可能であれば、</u>原則としてそれ以降のバス停には止まらず、児童生徒を乗せたまま、バスは学校に直行します。バスに乗っている児童生徒の保護者は学校まで迎えに来てください。他の児童生徒は、家庭で待機してください。 ・配布してある運行地図と時刻表を参照し、バスの停車場所を予測してバスまで、迎えに来て下さい。 (その際、緊急医薬品・常備薬・食料・水・衣類・雨具・現金等が必要になる場合があると思いますので、これらのものをあらかじめ非常用持ち出し用のリュックにまとめておくと良いかと思います。)
下 校 中 (スクールバス)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路状況（地割れ等）で運行が不可能な場合、</u>バスはその場に停車します。保護者は、バス路線を逆行してバスを捜し、児童生徒を迎えに行ってください。 ・「スクールバス運行に関する資料」等で引き取り者を確認の上、児童生徒を引き取っていただきます。 ・<u>道路状況等が運行可能であれば、</u>バスは運行を続行します。 ・配布してある運行地図と時刻表を参照し、バスの停車場所を予測してバスまで、迎えに来て下さい。 ・注意事項は、登校中に発生した場合（スクールバス）と同じです。

<p>登下校中 (自主通学)</p>	<p>・<u>保護者は自主通学のルートをたどり、駅等へ生徒を迎えに行ってください。</u> 交通機関が止まっている時は、地震の発生時間から生徒の居そうな場所の見当をつけて捜して保護してください。</p> <p>・保護者が生徒を保護できた場合には、すぐに学校へ連絡を入れてください。</p> <p>・<u>和光市駅学校間や学校までの通学路で保護した生徒は、学校で待機させますので、学校まで迎えに来てください。</u></p> <p>*学校からは、幾つかのポイントに、教員を向かわせる手はずになっていますが、捜索の範囲には限りがあります。必ず保護者がルートを逆にたどって迎えに行ってください。 (普段から登下校のルートを一つに決めておくことが大切です。駅や学校への到着時間も把握しておいてください。)</p>
------------------------	--

大震災発生時は、NTT「防災伝言ダイヤル」《171》の利用をして下さい。

(171番をダイヤルしてガイダンスに従って、和光南特別支援学校が登録(録音)した情報を聞くことが出来ます。大災害の発生により、被災地への回線が混雑し電話がつながりにくくなったときに設置されます。)

伝言ダイヤルの再生方法

「171」をダイヤルする。(説明が流れます。)

「2」を押す。(説明が流れますが、再生のみで使用し、伝言は入れないで下さい。)

「048-465-9780」をダイヤルする。(説明が流れます。)

プッシュ回線の場合は 「1#」

ダイヤル回線の場合は、ダイヤル不要 (説明が流れます。)

伝言の録音内容を確認